

「台日關係研究新動向」學術研討會  
時間：九十五年十二月十四日下午兩點至五點  
地點：台灣大學社會科學院第一會議室

## 日華外交關係形成與脫帝國/殖民地化（1945-57年）

川島真

### 摘要

這項計畫給報告人的課題: (1)描寫 1945-1957 年的日華/台關係., (2)style 不是研究論文,而是加上研究風味的概說書(課本). 1945 年以後 60 多年的日華/台關係裡頭, 1945-57 年的部分可以名爲”日華外交關係形成”的時期, 但是從台灣觀點來說”脫殖民地”的起點. 此 13 年出現到 1972 年繼續的特色, 還可以看到 60 年多年連續的日華/台關係的一些特色. (1)圍繞日華關係的背景有幾重的三角關係(日美華/美華中/日華中等), 這些三角關係跟冷戰有密切的聯繫. (2)日本對台灣島的關係本身有雙重性(日華/日台). 這些重層因素限制或規定日華/日台關係的基本構造, 但是也有自主性. 此報告有五個部分. 第一部分討論日本跟台灣的宗主/殖民地關係的終結與脫殖民地/脫帝國化的開始. 第二部分提到 1950 年的日台貿易關係的形成. 日本 1945-1952 年被盟軍佔領, 所以沒有締結條約的權利, 但是需要建立跟台灣的貿易關係, 盟軍跟中華民國締結日台貿易協定. 這是戰後日台關係的起點. 第三部分就是日華外交關係的形成. 圍繞 1952 年 4 月 28 日的日華條約有不少爭論, 特別是所謂的”吉田書簡”有一系列研究成果. 在此整理先行研究之內容. 第四部份提到兩岸關係的緊張和日本/大陸的民間貿易的開始. 日本採用”兩個中國” /政經分離的政策, 對待日華中的三角關係. 中華民國當然反對日本跟大陸的關係, 但是日本強調其爲民間貿易. 美國限制日本跟大陸的貿易之擴大, 但是接受一定範圍以內的貿易. 第五部分討論東西冷戰融解時期的日華關係. 當時日本希望擴大跟大陸的貿易關係, 締結第四次中日民間貿易協定, 但是因爲有美國的反對就無效. 日本 1956 年參加聯合國, 中華民國推動日本的參加. 日本主張重視聯合國的”國聯重視外交,” 但是當時聯合國加盟國裡頭支持大陸的國家增加了.

## はじめに

1945年から1957年までの日華／日台関係をいかに描くのか。

### (1) 二国間関係

戦前と戦後の交差点

戦前来の日華関係＋かつての植民地と宗主国の関係(日・華・台関係)

(台湾内政の二重性それぞれとの関係) ⇒ 米軍統治下の沖縄と台湾との関係

日華外交関係の形成、日本の国際社会復帰、国連加盟

### (2) 冷戦構造(米ソ／中ソ関係)と「二つの中国」(日・華・中)関係

日中貿易関係と中国承認問題

冷戦構造下にありながら(対東南アジア外交とともに)日本独自の動き

### (3) 冷戦構造(米ソ／中ソ関係)と日・米・華／米・華・中の三角関係

冷戦構造の形成期、兩岸対立、朝鮮戦争、日米関係の基礎の形成

1953年スターリン逝去、1954年米華相互防衛条約、1955年バンドン会議、1956年日ソ共同宣言、1958年5月長崎国旗事件、8月823戦役

### (4) 国連中心主義

## 1. 宗主・植民地関係の終結と連合国の対日占領 ⇒ 国共内戦の進展

1945年8月14日 日本ポツダム宣言受諾

1945年8月15日 玉音放送、蒋介石「抗戦勝利告全国軍民及世界人士書」

(台湾では玉音放送、中華民国では蒋介石の放送)

1945年9月2日 日本が東京湾のミズーリ艦上で降伏文書に調印

1945年9月9日 台湾を含む中国戦区に関する投降典礼(在南京)

1945年10月25日 9月9日の投降文書調印に即して、行政権、軍事権などを台湾総督府から中華民国に移管。陳儀行政長官からの要請文書を安藤利吉総督が受領したという意味での「受領証」が作成される。

### (1) 台湾及び台湾出身者の位置づけ

⇒ 中華民国のスタンス:台湾は中華民国領・台湾の人々も中華民国国籍

日本のスタンス:講話締結までは台湾の人々の帰属未定

⇒ 渋谷事件と反日運動、そして228事件

台湾人の地位問題、連合国国民としての位置づけ付与(登録制)

### (2) 台湾からの引き揚げと留用(～1947年、ただし白団および山地)

### (3) 台湾における日本の位置づけ、「中国化」の進行

旧日本臣民として教育された台湾の人々に対する「中国化」

映画など文化面の交流の限定的進行

### (4) 日本における台湾

「進歩的知識人は語らない」ものとしての台湾

229 事件を自己肯定的に語ることへの批判

日本の植民地支配を総括しない学术界(戴国輝)

(統治時代における台湾理解の断絶。竹内好らの中国論や日本近代論、また丸山真男において看過される「台湾」)

#### (5) 経済貿易面の調整

内国貿易から外国貿易へ(関税、手続き、港湾、通信の制度調整)

★この脱植民地化は、その後の日本社会の課題に。いろいろな意味で、現在の課題。

★中華民国は戦勝国なのだが、日本では左派運動が盛んになったこともあり、中国大陆への共感が強まっており、「以德報恩」をめぐる蒋介石への恩議論はあったものの、中華民国へのシンパシーは必ずしも高まらなかった。

## 2. 日台経済貿易関係の形成

### (1) 戦後初期の日台(琉)貿易関係

Cf. 奥野修司『ナツコー沖縄密貿易の女王』(文芸春秋、2005年)

1945-46年、与那国経由、神戸行き密貿易がきわめて盛ん

1947年3月 GHQと中華民国中央信託局との間で貿易契約締結  
25000トンの砂糖が日本に。

1947年10月 中央信託局台湾分局開設。台湾糖業による対日輸出。(2)日台通商協定(1950年9月)

Financial Agreement for Trade between Taiwan and Occupied Japan

Trade Agreement between Taiwan and Occupied Japan

Taiwan - Occupied Japan Trade Plan

日台貿易制度化の必要性:日本への資源供給ということもあるが、中国との貿易ができなくなったということが大きい。

占領下の日本は協定を締結できないので、占領軍が締結主体。

1950年8月のマッカーサーの台湾訪問

締結主体は在日連合国と中華民国政府

貿易については、日本からは硫安の輸出がもっとも多く見込まれ、そのほか機械製品などが続いた。台湾からは砂糖、米、塩、バナナ・パイナップルなどであった。

参考:廖鴻綺『貿易與政治:台日間的貿易外交(1950-1961)』(稻郷出版社、2005年)

参考:許雪姬監修・川島真日本語編集『許丙・許伯土延回想録』

(台北中研院近史所、1996年、140-142頁)

同年(1950年—報告者注)の末頃の台湾省青果合作社連合社の理事改選で、呉国楨さんは当時の連合社の負債の解決と日本へのバナナ輸出量の増加を果たし得る人を理事長にと考え、白羽の矢を蕭恩郷さんに立てたのでした。

蕭氏は私と同じく元台湾総督府評議員であり、又台湾青果合作社の常務取締役でもあったので、当然日本の青果業、特にバナナ業界に知己が多数いました。…蕭さんは台湾省青果合作社連合社の理事長に就任すると、すぐ昔の青果会社や、その取り引き先等の関係者に就任挨拶及び支援方懇請の書面を出しました。そしてそれ等の人々多数からの支持回答および助言を得ましたので、訪日の準備を始めました。…業界との交渉もかなりスムーズにいき注文が増加し、日本当局は慈善事業への寄付行為によるバナナの特別輸入を許可し、日本の台湾バナナ輸入量が実質的に増加しました。

#### 日本統治時代からの連続性におけるバナナ取引と日台貿易。

### 3. 日華外交関係の形成

#### (1) 中華民国政府の遷台(1949年12月)と日本の国際社会復帰

1949年10月 中華人民共和国成立

1950年1月 トルーマン大統領

「中国の内紛に巻き込まれるような路線をとるつもりはない」

⇒国府援助をこの時点でも肯定していない

1950年1月 イギリスが中華人民共和国を政府承認

1950年2月 中ソ友好同盟相互援助条約

1950年6月 朝鮮戦争勃発(10月 中国人民義勇軍参戦)

1950年10月 アメリカ対日講和七原則

1951年9月 サンフランシスコ講話会議、日米安全保障条約

台湾をめぐる部分に就いて米英が対立。イギリスは「日本が台湾に関する主権を放棄し、中国に割譲することが要求される」としたのに対し、アメリカは「カイロ宣言では台湾を中国に割譲するとは記されておらず、日本は『台湾および澎湖諸島に対するすべての権利、権限、請求権を放棄すべし』という解釈が妥当」とした。英米両国は、1951年6月に両国外相が会談して決着。結局、兩岸の双方を会議に招かず、また日本と中国との関係は日本が決めるということであった(以上、細谷千博)。サンフランシスコ講話会議では、「台湾及び澎湖諸島に対するすべての権利、権原及び請求権を放棄する」と定められた。

#### (2) 日華条約締結と吉田書簡をめぐる諸議論

[1951年12月24日の所謂吉田書簡]

拝啓 過般の国会衆、参両院における日本国との平和条約及び日米安全保障条約の審議に際し、日本の将来の対中国政策に関して多くの質問がなされ言明が行われました。その言明のあるものが前後の関係や背景から切り離されて引用され誤解

を生じましたので、これを解きたいと思います。

日本政府は、究極において、日本の隣邦である中国との間に全面的な政治的平和及び通商関係を樹立することを希望するものであります。

国際連合において中国の議席、発言権及び投票権をもち、若干の領域に対して現実に施政の権能を行使し、及び国際連合加盟国の大部分と外交関係を維持している中華民国国民政府とこの種の問題を進展させて行くことが現在可能であると考えます。この目的のためわが政府は、千九百五十一年十一月十七日、中国国民政府の同意をえて日本政府在外事務所を台湾に設置しました。これは、かの多数国間平和条約が効力を生ずるまでの間、現在日本に許されている外国との関係の最高の形態であります。在台湾日本政府在外事務所に重要な人員を置いているのも、わが政府が中華民国国民政府との関係を重視していることを示すものであります。わが政府は、法律的に可能となり次第、中国国民政府が希望するならば、これとの間に、かの多数国間平和条約に示された諸原則に従つて両政府の間に正常な関係を再開する条約を締結する用意があります。この二国間条約の条項は、中華民国に関しては、中華民国国民政府の支配下に現にあり又は今後入るべきすべての領域に適用があるものであります。われわれは、中国国民政府とこの問題をすみやかに探究する所存であります。

中国の共産政権に関しては、この政権は、国際連合により侵略者なりとして現に非難されており、その結果、国際連合は、この政権に対するある種の措置を勧告しました。日本は、現在これに同調しつつあり、また、多数国間平和条約の効力発生後も、その第五条（a）（iii）の規定に従つてこれを継続するつもりであります。この規定により、日本は、「国際連合が憲章に従つてとるいかなる行動についても国際連合にあらゆる援助を与え、且つ、国際連合が防止行動又は強制行動をとるいかなる国に対しても援助の供与を慎むこと」を約している次第であります。なお、千九百五十年モスクーにおいて締結された中ソ友好同盟及び相互援助条約は、實際上日本に向けられた軍事同盟であります。事実、中国の共産政権は日本の憲法制度及び現在の政府を、強力をもつて顛覆せんとする日本共産党の企図を支援しつつあると信すべき理由が多分にあります。これらの考慮から、わたくしは、日本政府が中国の共産政権と二国間条約を締結する意図を有しないことを確信することができます。

敬具

千九百五十一年十二月二十四日

吉田 茂

在ワシントン国務省 ジョン・フォスター・ダレス大使殿<sup>1</sup>

---

<sup>1</sup> この書簡に対する 1952 年 1 月 18 日の書簡への返答は以下のとおり。「拝啓 中国に関する日本政府の意向を表明された千九百五十一年十二月二十四日付の貴簡を外交郵袋使で受領しました。この明確なステイメントにより、貴総理が懸念されているように対日平和条約及び日米安

## カイロ会談

[米英中の] 目的ハ日本国ヨリ一九一四年ノ第一次世界戦争ノ開始以後ニ於テ日本  
国ガ奪取シ又ハ占領シタル太平洋ニ於ケル一切ノ島嶼ヲ剥奪スルコト並ニ満洲、  
台湾及澎湖島ノ如キ日本国ガ清国人ヨリ盜取シタル一切ノ地域ヲ中華民國ニ返  
還スルコトニ在リ

日本国ハ又暴力及貪欲ニ依リ日本国ガ略取シタル他ノ一切ノ地域ヨリ驅逐セ  
ラルベシ

前記三大国ハ朝鮮ノ人民ノ奴隸状態ニ留意シ廳テ朝鮮ヲ自由且独立ノモノタ  
ラシムルノ決意ヲ有ス

## ポツダム宣言

「カイロ」宣言ノ条項ハ履行セラルベク又日本国ノ主権ハ本州、北海道、九  
州、及四国並ニ吾等ノ決定スル諸小島ニ極限セラルベシ

## サンフランシスコ講和会議

中国、朝鮮半島などの代表は参加せず。ソ連は批准せず。

ダレス国務省顧問による圧力で吉田茂が決定

細谷千博『サンフランシスコ講和への道』

⇒吉田はもともと国府との講和締結意思を早い段階から有しており、「吉田書簡」と言われるも  
のは、アメリカからの強制ではなく、むしろ実際に吉田に利用された口実に過ぎない

袁克勤『アメリカと日華講和』

(但し、国府との条約は、一種の限定承認に過ぎず、「台湾政府」として国府を承認する条約  
として日華条約を位置づけようと、交渉の最終段階まで努力を払った)

⇒四つの吉田書簡<sup>2</sup>と「二つの中国」

陳肇斌『戦後日本の中国政策』

英米は基本的に「一つの中国」政策を採用。しかし、日本は「二つの中国」もしくは「一つの  
中国、一つの台湾」政策を採用。国府を台湾の政府として承認したままで、「中国の政  
府」としての北京政府との外交関係を最終的には樹立するということを目指した。しかし、  
アメリカは反対した。

⇒西村調書をめぐる議論(二つの中国政策への疑問)

「二つの中国」政策がいつそう裏付けられた(陳肇斌)

「二つの中国」までは考えていなかった可能性

---

全保障条約の批准について行われた論議に際していわれたことが前後の関係や背景から切り離  
されて引用されたため生じたかも知れない誤解は、一掃されるに違いありません。私は、貴簡  
に対して感謝し、貴総理がこの困難で論争の種となつている問題に対してとられた勇敢で直裁な  
態度に敬意を表します。敬具 ジョン・フォスター・ダレス 吉田内閣総理大臣殿

<sup>2</sup> 英米共同の中国政策形成を希望するもの／国府との講和には言及しないまま、中共との不講和  
を主張したもの／ダレスの指示に従って記したもの／英米共同の中国政策を再度希望し、日本が  
独立回復後、独自の中国政策をとる可能性を示唆したもの(無署名、非公式文書)

⇒政経分離と「二つの中国」は必要十分条件？

王偉彬『中国と日本の外交政策－1950年代を中心に見た国交正常化へのプロセス』（ミネルヴァ書房、2004年）

### (3) 条約の形式と内容

日華条約締結に際して、国府はアメリカの介入を望んだ。アメリカ国務省は日本に対して早期締結を要請した。日本側は、国会審議、批准を要さない両国の「合意記録」形式において国府の立場を盛り込むことにして、サンフランシスコ講和会議の発効日である1952年4月28日に条約に調印された。（サンフランシスコ条約内の条項に基づいて条約を締結するわけではないということを明示するために、発効する前に締結することが急がれた）

適用範囲については、「本日署名された日本国と中華民国の間の平和条約に関して、本全権委員は、本国政府に代わって、この条約の条項が、中華民国に関しては、中華民国の支配下に現にあり、又は今後入るすべての領域に適用がある旨われわれの間で達した了解に言及する光栄を有します」（交換公文第一号）これは、中国大陸との関係樹立の可能性を残すものと解釈された。

また、この条約は通商面での規定も盛り込まれており、講和条約としては例外的である。通商条約的性格を有すると指摘する研究者もいる。1950年の日台通商協定はもちろん、この条約締結によってその意味を失った。

### (4) 対日賠償と「以德報恩」：日本の保守政治との関係

中華民国による対日賠償準備 ⇒ 対日賠償放棄

本来、日本兵や民間人を日本に順調に戻すための方針が、賠償放棄の精神として最定義され、今後、日本の保守派層を支える一種のイデオロギーとして機能していく（「蔣介石恩義論」）

### (5) 日本の国際連合復帰

常任理事国としての中華民国の支持

1956年ソビエト連邦との国交樹立前後に加盟が実現

## 4. 兩岸対立と日中貿易関係の形成

### (1) 兩岸対立

1954年12月 米華相互防衛条約、金門島などにおける攻防  
韓国、フィリピンなどとの連合、連携の方向性。

### (2) 日台連合王国？と対共政策本部計画

松本重治がイギリス側に語ったとされる吉田の構想。吉田の帝国意識（ジョン・ダワー）のあらわれか。吉田茂は政権末期に、日英米三国共同の中国政策を形成すべく、三国の政治協商機関設置を提案。シンガポールに対共政策本部を設け、東南アジアの開発をおこない、華僑を通じて中国大陸に浸透するという計画。だが、英米共に同意せず。

参考: 吉田茂は、中ソ関係については強固であるとは考えておらず、また中国における社会主義もまた統治のための方便と考えていたので、資本主義が浸透すれば必ず体制変化は生じると考えていた。

### (3) 日本と中国大陸の貿易関係強化

1952年6月1日 日華条約とほぼ同時に締結された第一次日中貿易協定

1953年10月29日 第二次日中貿易協定

1955年4月15日 日中民間漁業協定

1955年5月4日 第三次日中貿易協定

(ポンド立ての決済、日中双方が、輸出入それぞれ三千万ポンド)

## 5. 東西雪解けと日華関係

### (1) 1955年夏、東西雪解け(英米仏ソの首脳会談、米中大使級会談)

日中間の往来が急激に活発化。アメリカ側の懸念「引き続き圧力を与え続ける」という口上書が鳩山一郎首相、重光葵外相らに伝えられる。重光からダレスには「目下の諸問題に就いてのメモ」が駐日大使を通じて伝えられる(ここでは明確に「二つの中国」という用語が用いられる)。

### (2) 英米間の対中政策の対立点

中国代表権問題、対中禁輸の維持あるいは緩和、大陸沿岸からの防衛あるいは撤退 ⇒ 重光「英米の中国問題に関する不一致は、アジアにおける自由世界の戦線に致命的な打撃を与えている。英米間の完全な合意が不可能であっても、『二つの中国』構想に就いては、自由主義陣営内において統一的な政策を形成する必要がある。

### (3) 日本の国連加盟と国連中心主義

1956年 日本の国連加盟 ⇒ ソ連の容認

しかし、国連では北京政府支持が倍増しつつあった。日本の岸内閣は国連中心主義を唱えた。これは戦後日本外交の基本政策の一つと成る(このほかの原則＝アジアの中の日本、日米安保重視)。ここでは中華人民共和国の国連加盟、中華人民共和国との外交関係樹立を視野に入れながらも、日本は台湾を中国大陸と切り離して維持する方策を模索し始める。

「国連または自由世界で何らかの形で台湾を独立国家として認められるような政策が形成されることを希望する」(1954年、岸総理のアメリカ駐日大使館員に対する発言)

★1957年9月 藤山愛一郎外相の訪英。ロイド外相と会談。対中禁輸緩和では一致したが、イギリスが台湾を重視していない姿勢を見て、「新鮮な驚き」を感じたとしている。1957年1月、シンガポールでマクミラン首相と討議するためのメモを作成した＝藤山構想。ここでは、対中／華政策において、日米英三国が政治協商関係を形成することが求められていた。⇒しかし英米は

関心を示さず。

#### (4) 第四次日中民間貿易協定

1957年、第四次日中貿易協定交渉開始。

双方で貿易代表部設置を求める声。日本側も意欲的。

岸のアメリカ、台湾訪問。貿易緩和への理解を求める。その際の発言が北京側の反発を招くが、1958年3月に妥結。準外交官待遇と国旗掲揚を承認した。

⇒アメリカおよび国府の反発

日華貿易協定交渉中止。断交の危機？

結局、日本政府は民間三団体に対して、協定への支持と協力だけを明言するにとどめ、国旗掲揚については承認するとは明言せず、中華民国との関係の重視と尊重を声明し、国旗掲揚を防ぐために必要かつ十分な努力をおこなうということを決めるが、これが中共政府の反発を招き、交渉決裂。

### おわりに

はじめに、で述べたような、戦後の日華・日台関係の原型が形成

#### [補足説明]

日本における台湾独立運動。1955年2月28日、廖文毅と台湾独立党党員が、台湾共和国臨時政府を樹立(～1977年)。

東南アジア華僑への配慮

#### 【主要日本語参考文献】

古川万太郎『日中戦後関係史』(原書房、1981年。1988年改訂)

田中明彦『日中関係 1945－1990』(東京大学出版会、1991年)

添谷芳秀『日本外交と中国 1945－1972』(慶應通信、1995年)

外務省アジア局中国課監修・霞山会編

『日中関係基本資料集 1949－1997』(財団法人霞山会、1998年)

石井明「台湾か北京か」(渡辺昭夫『戦後日本の対外政策』有斐閣、1985年)

石井明「中国と対日講和－中華民国政府も立場を中心に」(渡辺昭夫・宮里政玄編者『サンフランシスコ講和』東京大学出版会、1986年)

池井優「戦後日中関係の一考察－石橋、岸内閣時代を中心として」

(『国際法外交雑誌』第73巻第3号、1974年11月)

池井優「日華協力委員会－戦後日台関係の一考察」(『法学研究』第53巻第2号、1980年2月)

草野厚「戦後日本の外交政策決定過程に於けるいくつかの特徴－岸内閣の対中政策を例として」(上智大学国際関係研究所『国際学論集』第二巻第一号、一九七九年一月)

草野厚「第四次日中貿易協定と日華紛争:1958年3月5日－4月9日」(『国際政治』第66巻、1980

年第 3 号)

細谷千博『サンフランシスコ講和への道』(中央公論社、1984 年)

袁克勤『アメリカと日華講和』(柏書房、2001 年)

陳肇斌『戦後日本の中国政策—1950 年代東アジア国際政治の文脈』(東京大学出版会、2000 年)

王伟彬『中国と日本の外交政策—1950 年代を中心にみた国交正常化へのプロセス』

(ミネルヴァ書房、2004 年)

戴天昭の『台湾 戦後国際政治史』(行人社、2001 年)